

通信・放送の在り方に関する懇談会「ヒアリング」実施概要

第一回 ヒアリング：平成18年3月13日(第6回会合)

1 日本放送協会

会長 橋本元一氏
理事 中川潤一氏

2 社団法人日本ケーブルテレビ連盟

理事長代行専務理事 石橋庸敏氏
日本ケーブルラボ所長 中村正孝氏

3 株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ

代表取締役社長 重村一氏
(社)衛星放送協会副会長 竹岡哲朗氏

4 社団法人日本芸能実演家団体協議会

実演家著作隣接権センター運営委員 椎名和夫氏
(社)音楽制作者連盟常務理事 上野博氏

第二回 ヒアリング：平成18年3月22日(第7回会合)

1 社団法人日本民間放送連盟

会長 日枝久氏
放送計画委員会特別小委員長 城所賢一郎氏

2 日本電信電話株式会社

代表取締役社長 和田紀夫氏
中期経営戦略推進担当取締役 有馬彰氏

3 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 小野寺正氏
広報・渉外本部渉外部長 石津浩一氏

4 ソフトバンク株式会社

代表取締役社長 孫正義氏
社長室長 嶋聡氏

関係者の主な意見

1 日本放送協会

- 技術・インフラが急速に進歩しても、放送番組の文化としての意義は変わることがない。放送の文化的な価値の重要性を酌んでいただきたい。
- NHK・民放という異なるシステムを併存させることにより、多様な番組を提供。NHKがその役割を果たすためには、一定の規模や範囲が必要。
- テレビラジオ各波にはそれぞれの役割があり、どの波、どの役割が不要かという具体的な議論抜きに、一概に「多い」「少ない」といえるものではない。NHKとしても視聴者にとって有益な公共放送の在り方という視点で検討。
- 放送番組の保存、承継、活用は、公共放送の役割のひとつ。さらなる流通のためには、インターネット利用に対する制約の見直しや、実効性のある権利処理ルールが必要。
- ガバナンスについては、不祥事の再発防止に向け、考えられる限りの施策に取り組み、HPでもその内容を公開。経営委員会による監督機能強化、視聴者への説明責任を果たす取り組み、執行体制の改革を実施。子会社等は「運営基準」(HP等で公開)を設けて適切に管理し、改革に取り組む。
- 受信料制度に関しては、支払い督促など現行制度の範囲内で最大限努力。公共放送の財源について、諸外国にはさまざまな仕組み。いずれにせよ、実効性のある方法について十分な議論が必要。
- 視聴者ニーズや放送現場の実情を把握した現場密着の研究だからこそ、質の高いサービス充実につながる。基礎研究だけを切り離せば、研究の一貫性が失われ、研究開発力が低下する懸念。
- 国際放送については、NHKとしても、英語化率100%を目指すとともに、内容の充実を図る。
- 我が国の情報発信力強化は、海外の受信環境の改善が必要。そのために受信料を活用するのは難しく、国などが受信料と異なる財源で受信環境を整備していただくことが最も効率的・効果的方法。

2 (社)日本ケーブルテレビ連盟

- 区域外再送信については、地上デジタル放送においても、関係者の御理解を得、アナログ放送と同様に受信できることを要望。
- IPマルチキャストによる地上デジタル放送の同時再送信には、地上デジタル放送が基幹放送であり、直接受信と同等品質の確保が必要。
- 通信事業者の放送事業への参入は国民の利益、但しNTTの放送への参入は別の議論。公正競争・ドミナント規制の担保が重要。

3 (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ

- 視聴者のニーズ、要望にいかに対応し、市場を欧米並みに拡大できるかに関しては、プラットフォーム事業者が契約主体となり、欧米に類似した衛星放送ビジネスモデルを選択できる環境の整備を要望。
- CS放送において、強力な事業者が存在しないと、既存の地上波局に対抗できない。
- 地上デジタル放送のCS再送信については、衛星放送は低コストで全国一律に放送できることが利点であり、条件不利地域への利用はメリットがある。ICカードの利用により、地域限定は技術的に可能。

4 (社)日本芸能実演家団体協議会

- 放送番組の二次利用の促進には、集中管理体制の確立で全面的に協力したい。活用がすすまない原因を「著作権」とみるのは大きな誤りで、マルチユースを前提とする契約システムへとシフトしてゆくべき。
- 放送番組の二次利用については、権利の集中管理体制の確立で対応可能であり、IP マルチキャストを著作

権上の「有線放送」と位置づける必要はない。

- IPマルチキャストを「有線放送」として扱う場合は、課題が存在。現行法上、「有線放送」に係る実演家の権利は様々に制限されており、その部分の抜本的な見直しが必要。
- 「IT産業振興」に加えて、「文化の振興・育成保護」の観点も持っていただきたい。

5 (社)日本民間放送連盟

- 放送と通信の連携に向けて積極的に取り組む。それぞれの特徴を活かした「連携」こそ、国民に役立つサービスとなる。「融合」と言われるが、「放送」と「通信」は役割が違う。
- 財源と制度を異にする民放とNHKの二元体制のもと、お互いに切磋琢磨し、競争することが重要。
- 基幹放送たる地上放送だけが地域性を担保できる。地域に根ざしたローカル放送が果たしている役割を評価すべき。国が掲げる「地方分権の推進」の流れの中で、今後、ローカル局の制作力、情報発信力をどのように高めていくかが重要な課題。
- ハードソフト一致の規律は、基幹メディアたる地上放送として当然の規律。首尾一貫した体制でこそ緊急時に迅速な対応が可能となること、2011年完全デジタル化に向け地上民放テレビ事業者はハードソフト一致体制の下、中継局整備などに最大限努力していることなどを考慮すべき。
- 電気通信役務利用放送法は、事業者の参入・退出を容易にすることに意義があるため、基幹メディアたる地上波に同法を適用することは不相当。
- IPマルチキャストによる地上デジタル放送の同時再送信は、2011年のデジタル完全移行のための補完措置。ただし、「再送信」である以上、原放送主体の権利と原放送サービスの形態は維持されるべき。また、放送権・著作権の保護の観点から、原則的に「地域限定」の条件は必要。
- 少数チャンネル地域における格差是正の観点からは、ケーブルテレビと同等の再送信条件であれば、IPIによる再送信も検討対象として想定。
- マスメディア集中排除原則については、社会的影響力の大きさなどから、一定の規制があるのは当然であるが、多メディア・多チャンネル化の進展の程度に応じて緩和していくことは望ましい。
- 国として、「国際放送」の充実を言うのであれば、その財源は国費で賄われるべき。受信料で成り立つNHKの在り方として、国際放送への広告導入には反対。

6 日本電信電話(株)

- NTTとしては、2010年までに3000万世帯に光サービスを提供することを目標としているが、NTTだけでブロードバンドゼロ地域を解消するという政府の目標を達成することは困難であり、国・自治体等の支援措置が必要。
- ユニバーサルサービスに関連し、NTTとしては、2010年までは固定電話網を維持。それ以降の固定電話網の取扱いについては、固定電話網への需要や次世代ネットワークとの併存によるコスト等を勘案し、一定の方向性を見いだしたい。
- NTTの次世代ネットワークは国際標準に準拠したオープンなネットワークとして構築していく考え。具体的接続条件については、今後関係者と協議していく考え。
- 国内外の他事業者は、合併・買収等により急激な事業統合を進めており、現在のグループ経営の維持は必須。
- 光サービスについては電力系等との競争があり、IT系企業が上位レイヤにおいて新たなビジネスを展開。このようにブロードバンド市場の各分野で競争が進展しており、NTTの一社独占に戻ることはありえない。
- 日本では、ネットワークのオープン化等の措置の結果、ブロードバンド市場は十分に競争的。アクセス部門を構造的に分離することは、ブロードバンドインフラの円滑な構築やサービスの安定的提供を損なうおそれ

が大きいだけでなく、分離に伴う多大な労力や混乱が生じることから、諸外国でも実施した例はないこと、既存事業者のアクセス設備を強制的に分離することは私的財産権上の問題を生じることなどから、実施すべきでない。

- NTTとしては、既に光ネットワークサービスへの利用拡大を図るため、放送事業者等との連携に取り組んできているが、既存の放送事業そのものに進出していく考えはない。
- 基礎研究からサービス提供の基盤研究までの一貫した研究開発の連鎖を途中で分断することになれば、現在の研究開発力の維持は困難。

7 KDDI(株)

- ブロードバンド整備は、本来、公的支援が必要であるデジタル・ディバイドの問題。ユニバーサルサービスの維持と、デジタルディバイドの解消は、分けて議論する必要がある。
- これまでの競争ルールの実施により、通信市場の規模が独占時代の3倍に拡大する等、一定の成果を上げているが、依然として競争が十分に機能しているとは言えない。
- NTTグループ、特にドミナント事業者であるNTT東西とドコモによる統合サービス展開は、公正競争上問題があり、中期経営戦略は、独占的市場支配力を更に強化し、競争を排除しようとするもの。
- 真の公正競争を実現するには、NTTのドミナンスへの対応、ボトルネックへの対応が不可欠。ドミナンスへの対応としては、持株会社体制の廃止及び完全資本分離、ボトルネックへの対応としては、アクセス部門の分離といった抜本的措置が必要。
- NTT東西は、独占時代に国民負担で敷設した線路敷設基盤を保有し、IP時代にも優先的に使用。また、NTT東西の電柱等は開放されているとはいえ、接続事業者はNTTと同じ手続き、スピードでの利用が不可能。
- 技術開発は、国内での多様な開発主体による競争を通じ向上。支配的事業者のみに依存せず、産学官協調して取り組むべき。
- IPマルチキャスト放送の位置づけを著作権法上の「有線放送」と同じにすることが必要。

8 ソフトバンク(株)

- 2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンドゼロ地域を解消するという政府方針に賛同。ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすべき。
- 光サービスはNTT東西の一人勝ち。これは競争が機能していないため。NTTと新規事業者との間には、情報・手続等の非対称性があるため、現状では光回線の公正な競争は事実上不可能。
- NTTを垂直分離し、民間のユニバーサル回線会社を設立することにより、光ファイバを計画的一括整備し、設備開放によってサービス競争を促進するべき。
- ユニバーサル回線会社による光回線設備は、光ファイバ1回線あたり月額690円で、6000万回線の整備が可能となる試算。
- NTTが独占時代に、政府保証債等国民負担で敷設したNTTのアクセス回線は、国民共有の財産であり、これを光ファイバに張りかえるのであれば、全国民に平等で安価なブロードバンド回線が提供されるべき。
- 新規参入者に割り当てられた1.7GHzの扱いについては、我々は話し合う意思はある。しかし、ポータフォンは800MHz帯を持っておらず、既存事業者同士でのイコールフィッティングも別の議論として必要。
- IPマルチキャストを用いた有線役務利用放送事業者の著作権法上の位置づけについて明確になること、番組制作時でのブロードバンド配信を含むマルチユースを想定した契約と権利の集中管理の促進を期待。

※本件資料は、事務局において討議用資料としてヒアリング結果の主なポイントを取りまとめたもの。内容について各ヒアリング対象者の確認を得たものではない。なお、ヒアリング結果の議事録については別途公表(第6回分は公表済)。